

佐賀県庁舎管理規則及び佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第42号

佐賀県庁舎管理規則及び佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則
(佐賀県庁舎管理規則の一部改正)

第1条 佐賀県庁舎管理規則（平成18年佐賀県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
庁舎の区分	庁舎管理者	庁舎の区分	庁舎管理者
旧館、新館、南館、議会棟、旧若楠会館	略	旧館、新館、南館、議会棟、旧若楠会館	略
<u>佐賀総合庁舎</u>	<u>佐賀中部農林事務所長</u>		
唐津総合庁舎	略	唐津総合庁舎	略
略		略	

(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

第2条 佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(分掌事務) 第4条 事務所の総務課、林務課及び農村環境課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(16) 略 (17) 農林事務所がその内に <u>在る</u> 総合庁舎（以下この号及び次号において「庁舎」という。）、庁舎の敷地及び庁舎の敷地内の構	(分掌事務) 第4条 事務所の総務課、林務課及び農村環境課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(16) 略 (17) 農林事務所がその内に <u>ある</u> 総合庁舎（以下この号及び次号において「庁舎」という。）、庁舎の敷地及び庁舎の敷地内の構

改正前	改正後
建築物、共用施設（共用備品を含む。）、樹木等の取締り及び維持管理に関すること（<u>佐賀中部農林事務所及び伊万里農林事務所</u>に限る。次号<u>及び第20号</u>において同じ。）。 (18) 略 (19) 管内現地機関相互の連絡調整に関すること（<u>伊万里農林事務所に限る。</u>）。 (20)・(21) 略 林務課・農村環境課 略 2～5 略	建築物、共用施設（共用備品を含む。）、樹木等の取締り及び維持管理に関すること（伊万里農林事務所に限る。次号<u>から第20号</u><u>まで</u>において同じ。）。 (18) 略 (19) 管内現地機関相互の連絡調整に関すること。 (20)・(21) 略 林務課・農村環境課 略 2～5 略

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。